

作業環境測定基準の一部を改正する告示案に関する意見の募集について



厚生労働省において、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示案について、2023年1月31日から2023年3月1日の間で意見募集が実施されました。

1. 経緯・背景

労働安全衛生法において、有害な業務を行う屋内作業場等で、政令で定めるものについて、作業環境測定基準（以下「測定基準」という。）に従って必要な作業環境測定を行うことを義務付けるとともに、作業環境評価基準に従って当該測定の結果の評価を行うこと等を事業者に義務付けています。

今般、厚生労働省における「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを踏まえ、個人サンプリング法の適用対象作業場及び適用対象物質を新たに追加するため、測定基準について所要の改正が行われます。

2. 改正案の概要

(1) 測定基準の改正

次に掲げる作業環境測定は、新たに個人サンプリング法により行うことができるものとする。

- ① 粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定
- ② 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第3に掲げる特定化学物質のうち15物質の濃度の測定
- ③ 令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤（特別有機溶剤を含む。）の濃度の測定

(2) その他所要の改正

測定基準の改正を踏まえて、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示341号）（※）について所要の改正を行う。

（※）2022年11月30日に告示されており、2024年4月1日から適用される。

3. 告示日 2023年3月下旬（予定）

適用期日 2023年10月1日（ただし、2（2）については2024年4月1日）

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2023年1月31日付 電子政府の総合窓口

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000248056> を引用して作成

有機分析箇所 織田美里

